

平成 16 年 6 月に、日本ではじめての景観に関する総合的な法律である『景観法』が制定されました。これにより、景観法に基づいて自治体が景観計画を定めることによって、法的拘束力を持つ規制誘導が可能となり、より実効力の高い景観行政を行うことができるようになりました。

## 地域力で創る輝きの都市



本市は、平成 5 年からの景観行政の取り組みと、平成 18 年の市町村合併をふまえ、これまでの「高崎市都市景観条例」及び「交流拠点都市たかさき 都市景観形成基本計画」を見直し、平成 21 年 4 月に景観法に基づく「高崎市景観計画」を策定し、併せて景観条例の改正を行いました。

また、平成 22 年 6 月に吉井地域の区域編入及び「高崎市景観色彩ガイドライン」の策定を行い、さらに平成 23 年 3 月に高崎市屋外広告物条例制定に伴う景観計画の変更を行いました。

## 第 1 章 高崎市景観計画の目的

本市のこれまでの景観形成の取り組みと本計画の目的、構成、区域を定めています。

- 1 景観計画策定の背景と目的
  - I 高崎らしさの現れた景観を守り、次世代に引き継ぐ
  - II 暮らしの基調となる日常的景観を大切にする
  - III 市民自ら考え行動する景観まちづくりを推進する
- 2 計画の構成
- 3 景観計画の区域

景観計画の区域は、高崎市全域です。

### 高崎らしさの現れた景観

～ 次の世代へ引き継ぐ ～



求心力ある中核都市としての都市デザイン



ひとまわり大きくなった高崎の第二の要・間屋町



市街地を取り囲む榛名山をはじめとする山並み



烏川や榛名湖などの清々しい水辺景観



市民がホッとする都市の中の自然



数ある古墳群と天平時代の国分寺跡



西上州一の城郭だった箕輪城を筆頭とする古城の跡



荘厳な榛名神社や地域を守る神社・寺院



蚕や繭、桑畑と共に生きた地域の記憶



古くから交通の要衝として栄えてきた高崎の歴史



高崎近郊に今も息づいている日本の原風景



生業や地縁と結びついた伝統的景観

高崎市全体として目指すべき景観形成の方向性について、以下の視点から方向性を打ち出しています。

### 暮らしの基調となる日常的景観

～日々の生活の風景を大切に～



高崎ならではの美しい田園風景の創出



住みよさを実感できる 緑と潤いある暮らしの場

### 人がつくる景観

～パートナーシップでまちづくり～



一番きれいにしたいのは 自分の町！



にぎわいや活気、都市環境とのバランスがとれた街



市の産業と活力を支えるとともに景観を構成する工場群



景観・文化とホスピタリティ精神でつくる魅力ある都市

私たちの高崎市には、自然や歴史に紡がれてきた高崎独自の景観がたくさんあります。既に失われつつあるものもありますが、これら高崎らしさの現れた景観を私たちの宝として、次の世代へと着実に引き継いでいきたいものです。

また、住まいや学び、仕事、買い物など、日々の暮らしの基調となる日常的な景観も、欠くことのできない現代の原風景です。

そして、これらの景観を守り、育てていく主役は私たち一人ひとりです。市民と行政、行政と事業者、あるいは市民相互のパートナーシップが不可欠となってきます。

そこで、本章では、左の3つの視点から、景観形成の方向性を定め、次章において具体的に各地域の「景観形成の方針」を提示します。

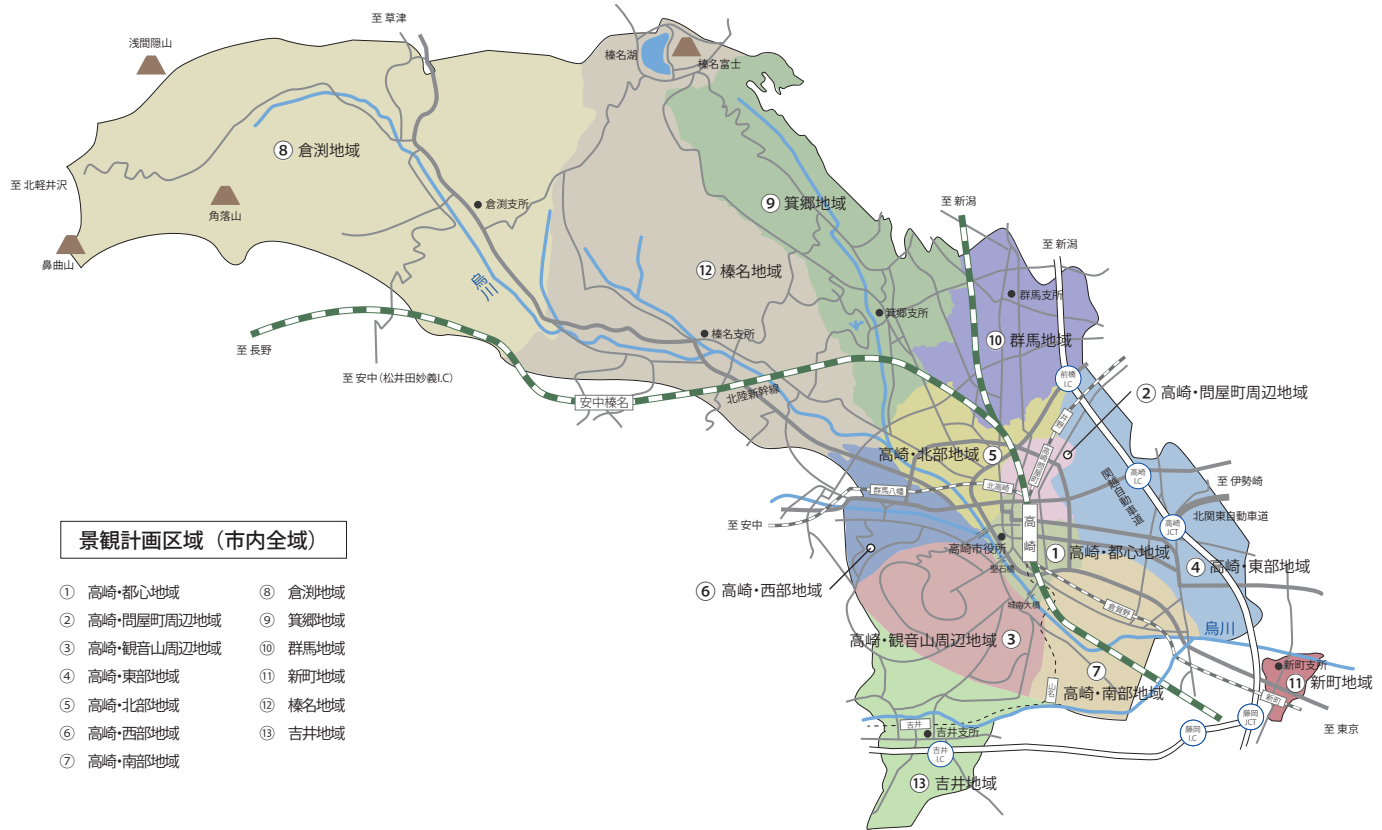
**高崎らしさの現れた景観**  
次の世代へ引き継ぐ

**暮らしの基調となる日常的景観**  
日々の生活の風景を大切に

**人がつくる景観**  
パートナーシップでまちづくり

# 第3章 地域別景観形成の方針（法第8条第2項第2号）

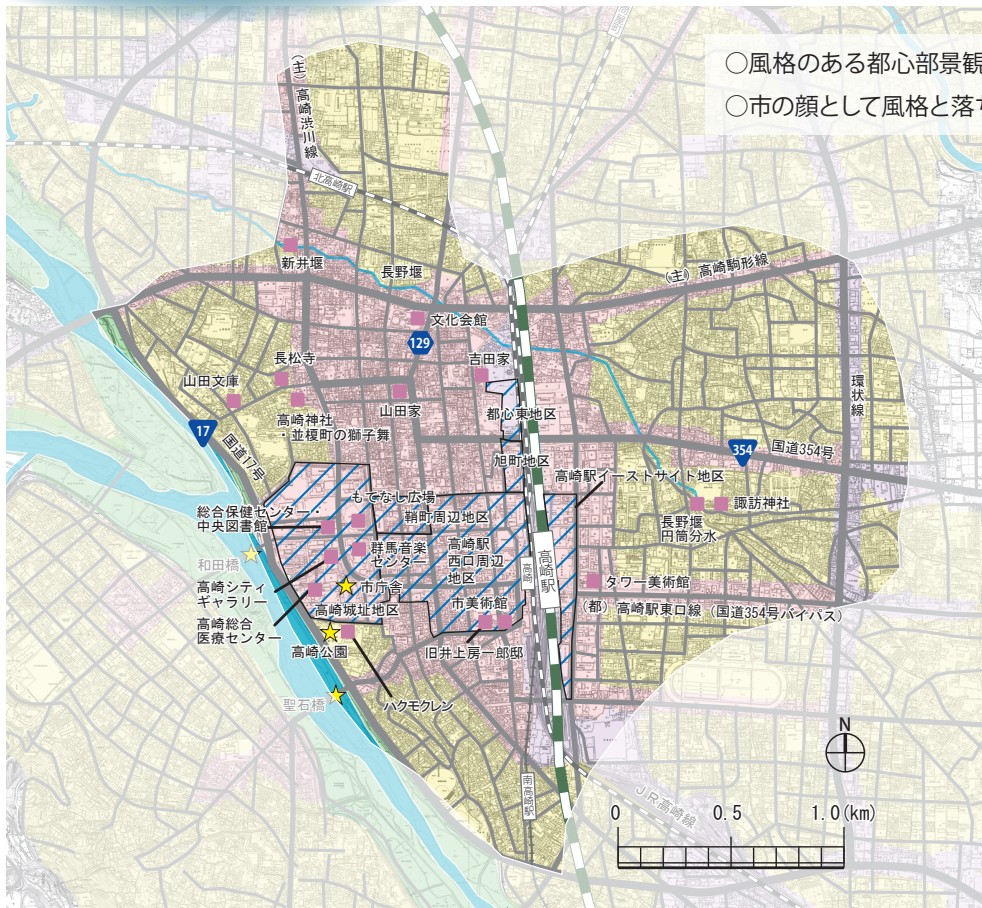
「第2章 景観形成の方向性」に基づき、それぞれの地域における景観形成の具体方針を定めています。



- 景観計画区域（市内全域）**
- ① 高崎・都心地域
  - ② 高崎・問屋町周辺地域
  - ③ 高崎・観音山周辺地域
  - ④ 高崎・東部地域
  - ⑤ 高崎・北部地域
  - ⑥ 高崎・西部地域
  - ⑦ 高崎・南部地域
  - ⑧ 倉淵地域
  - ⑨ 箕郷地域
  - ⑩ 群馬地域
  - ⑪ 新町地域
  - ⑫ 榛名地域
  - ⑬ 吉井地域

※ 地域区分については、高崎地域のみ旧都市景観形成基本計画のブロック分けを引き継いで7区分とし、全体で13区分としています。

## 1 高崎・都心地域

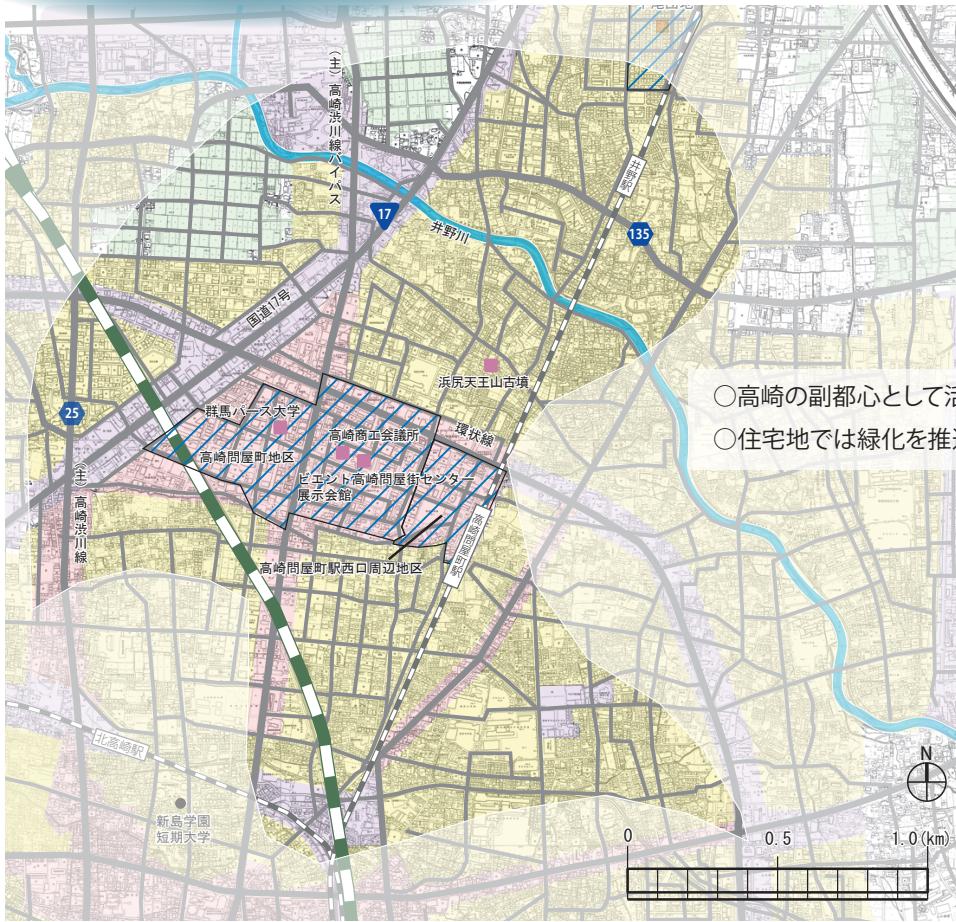


- 風格のある都心部景観の形成を図ります
- 市の顔として風格と落ち着きのある公共施設景観の形成を図ります

- 高崎駅西口では商都高崎として個性とにぎわいのある商業・業務地景観を形成します
- 高崎駅東口では新たな商業・業務地としてまとまりのある景観形成を進めます
- 高崎地域の歴史や文化を象徴する歴史文化資源を生かした景観形成を進めます
- 都心部における住宅地周辺の緑化や空地を活用し、商業・業務施設とバランスの取れたゆとりある住宅地景観を形成します
- 観音山丘陵や榛名山などの山並みへの眺望景観を守ります



## 2 高崎・問屋町周辺地域

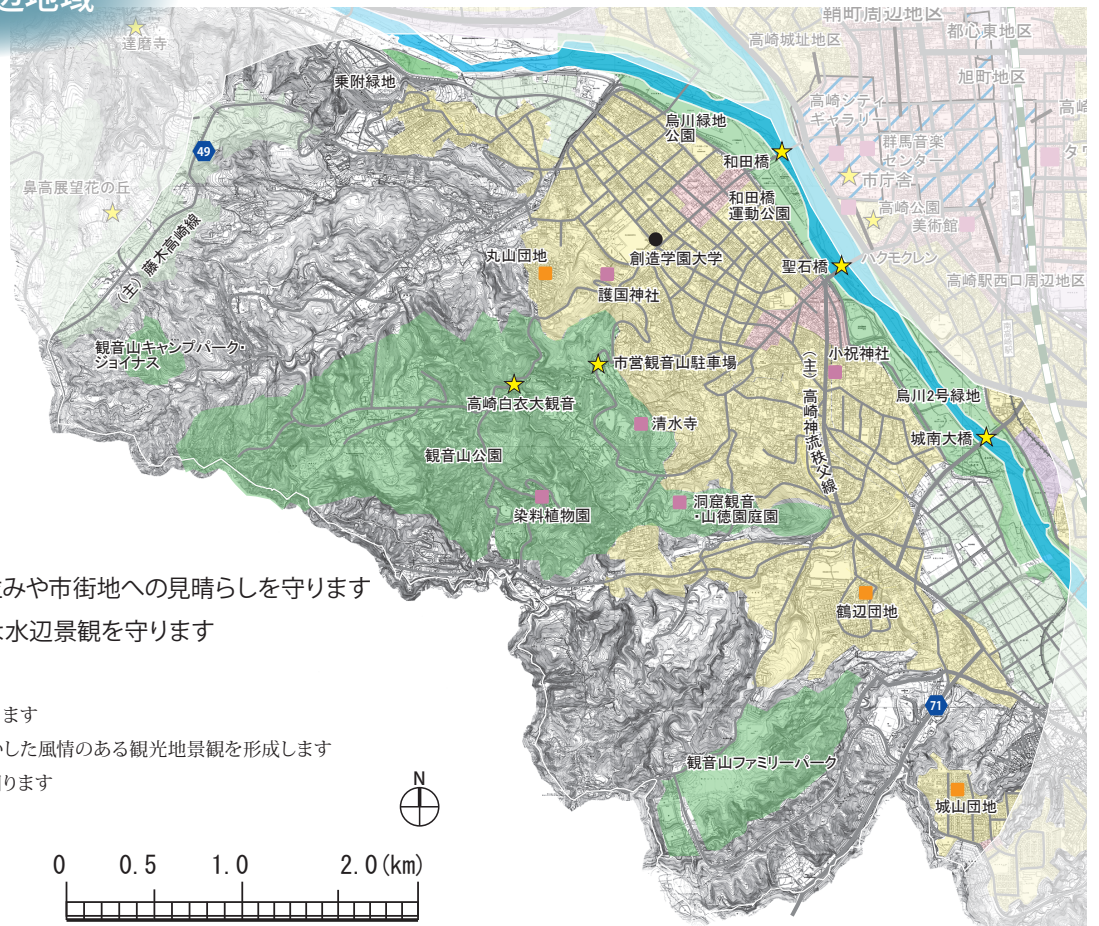
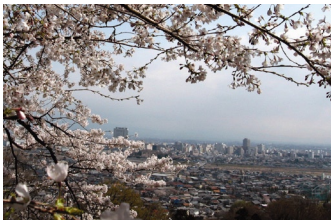


- 高崎の副都心として活気のある商業・業務地景観の形成を図ります
- 住宅地では緑化を推進し、落ち着いた住宅地景観を形成します

- 住宅や工場、商業施設が調和した市街地景観を形成します
- 市街地にうるおいを与える井野川の水辺景観を守ります

□高崎らしさの現れた景観	
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:purple;"></span>	景観資源(古墳、史跡、寺社、歴史的まちなみランドマークとなる建造物・樹木、伝統芸能・民俗行事 など)
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:yellow;"></span>	主な眺望点
□暮らしの基調となる日常的景観	
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:orange;"></span>	住宅地(住居系用途地域)
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:lightblue;"></span>	主な住宅団地
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:lightgreen;"></span>	商業地(商業系用途地域)
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:lightyellow;"></span>	工業地(工業系用途地域)
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:lightcyan;"></span>	田園(農用地区域)
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:lightgrey;"></span>	その他(集落・樹林地 など)
□共通凡例	
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	地区計画
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid blue;"></span>	主要河川・湖沼
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid green;"></span>	大規模公園・緑地
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	公共施設
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid blue;"></span>	国道
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid blue;"></span>	県道
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	主要幹線道路
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	その他の道路
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	高速道路
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	鉄道(Ur)
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	鉄道(私鉄)
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid green;"></span>	新幹線

## 3 高崎・観音山周辺地域



- 観音山丘陵や鳥川から望む山並みや市街地への見晴らしを守ります
- 鳥川や碓氷川の水と緑の豊かな水辺景観を守ります

- 観音山丘陵の緑あふれる里山景観を守ります
- 観音山丘陵の自然と歴史文化資源を生かした風情のある観光地景観を形成します
- 住環境と調和した市街地景観の形成を図ります

## 4 高崎・東部地域



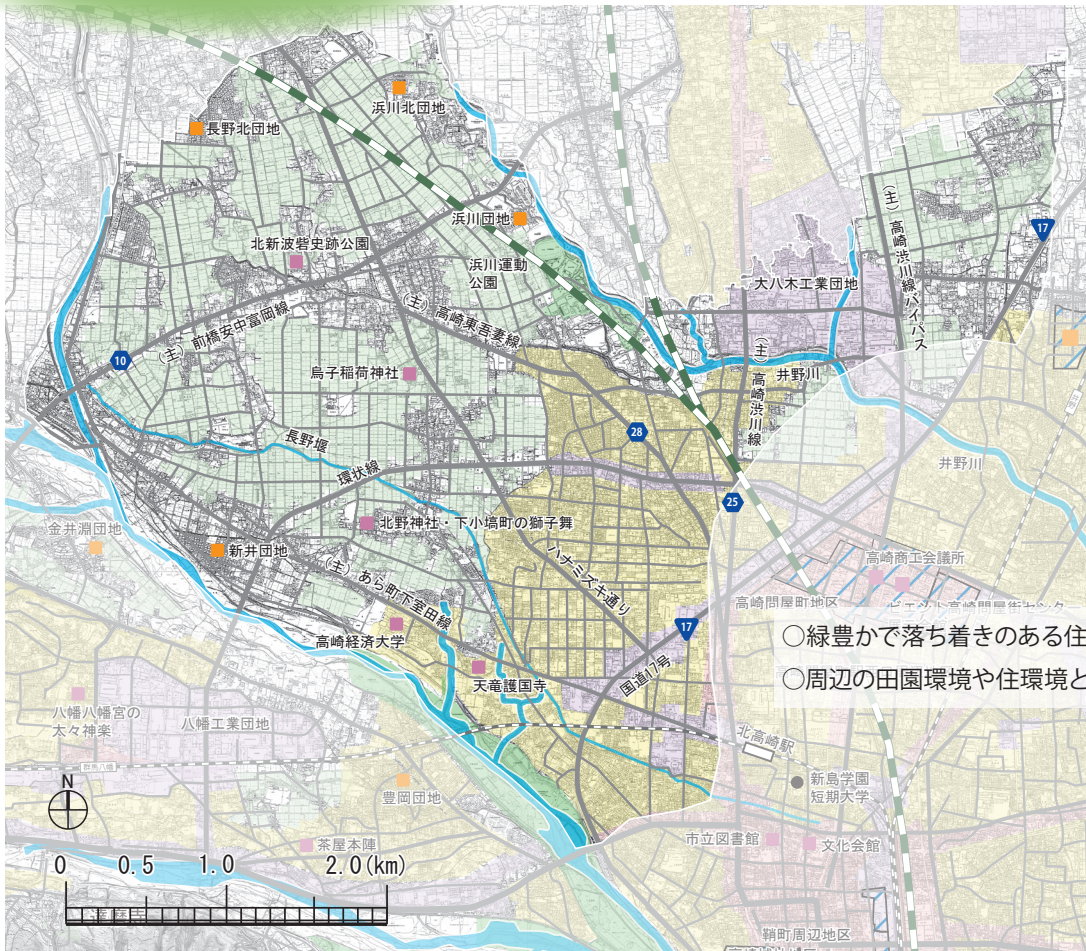
- 田園環境や住環境と調和した市街地景観を形成します
- 関越自動車道や高崎駅東口線では、市の玄関口として良好な道路景観を形成します

- 周辺環境と調和した緑豊かな工業地景観を形成します
- 観音山古墳や群馬の森などの特色のある歴史文化資源や緑の景観を守ります
- 井野川や滝川など、うろおいのある水辺景観を守ります



□高崎らしさの現れた景観	
■	景観資源(古墳、史跡、寺社、歴史的まちなみランドマークとなる建造物・樹木、伝統芸能・民俗行事 など)
★	主な眺望点
□暮らしの基調となる日常的景観	
■	住宅地(住居系用途地域)
■	主な住宅団地
■	商業地(商業系用途地域)
■	工業地(工業系用途地域)
■	田園(農用地区域)
■	その他(集落・樹林地 など)
□共通凡例	
■	地区計画
■	主要幹線道路
■	主な河川・湖沼
■	その他の道路
■	大規模公園・緑地
■	高速道路
●	公共施設
■	鉄道(JR)
■	国道
■	鉄道(私鉄)
■	県道
■	新幹線

## 5 高崎・北部地域

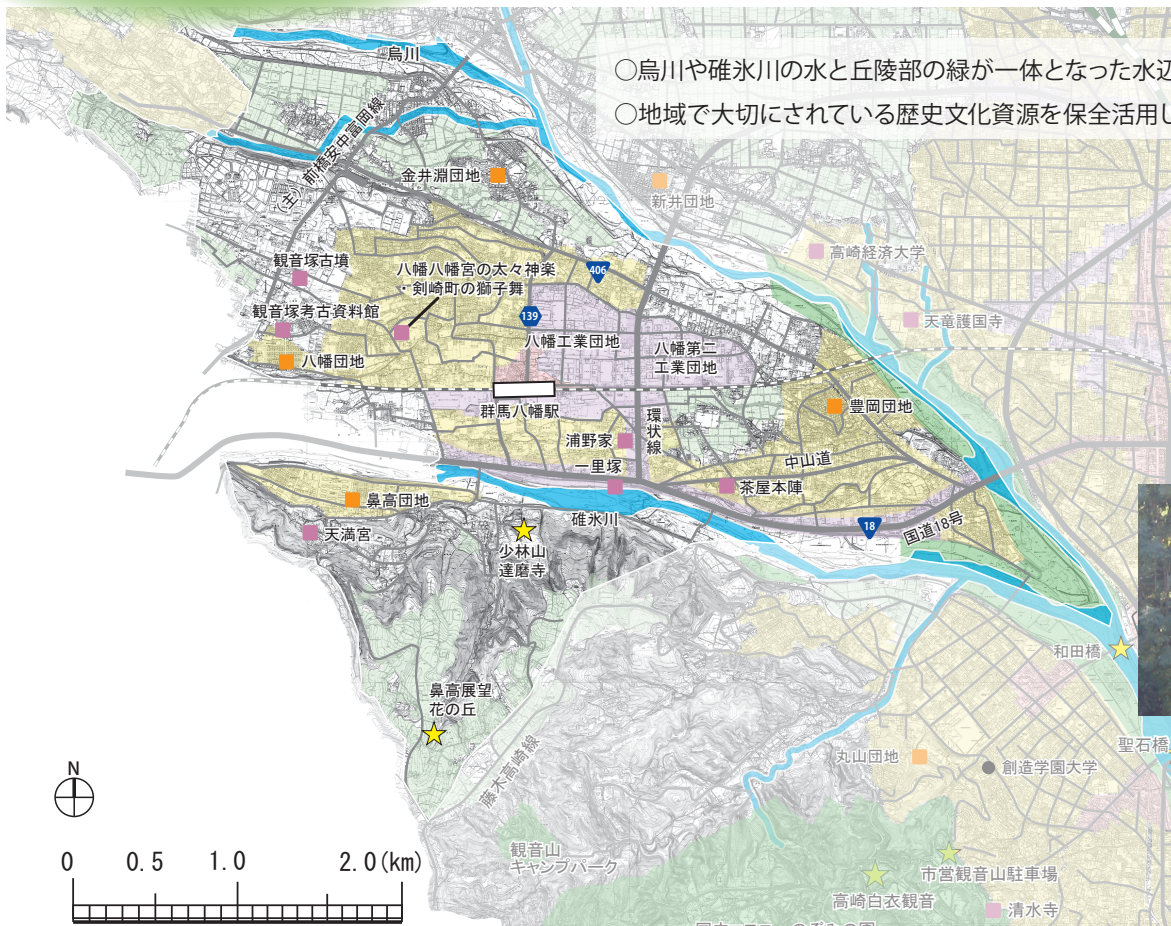


- 緑豊かで落ち着いた住宅地景観を形成します
- 周辺の田園環境や住環境と調和した市街地景観を形成します



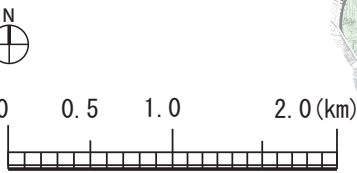
- 工業地では緑化を推進し、ゆとりある景観の形成を図ります
- 地域の歴史文化資源や市民の拠点を生かした景観形成を推進します
- 長野堰や井野川などと調和した田園・集落景観を守ります

## 6 高崎・西部地域

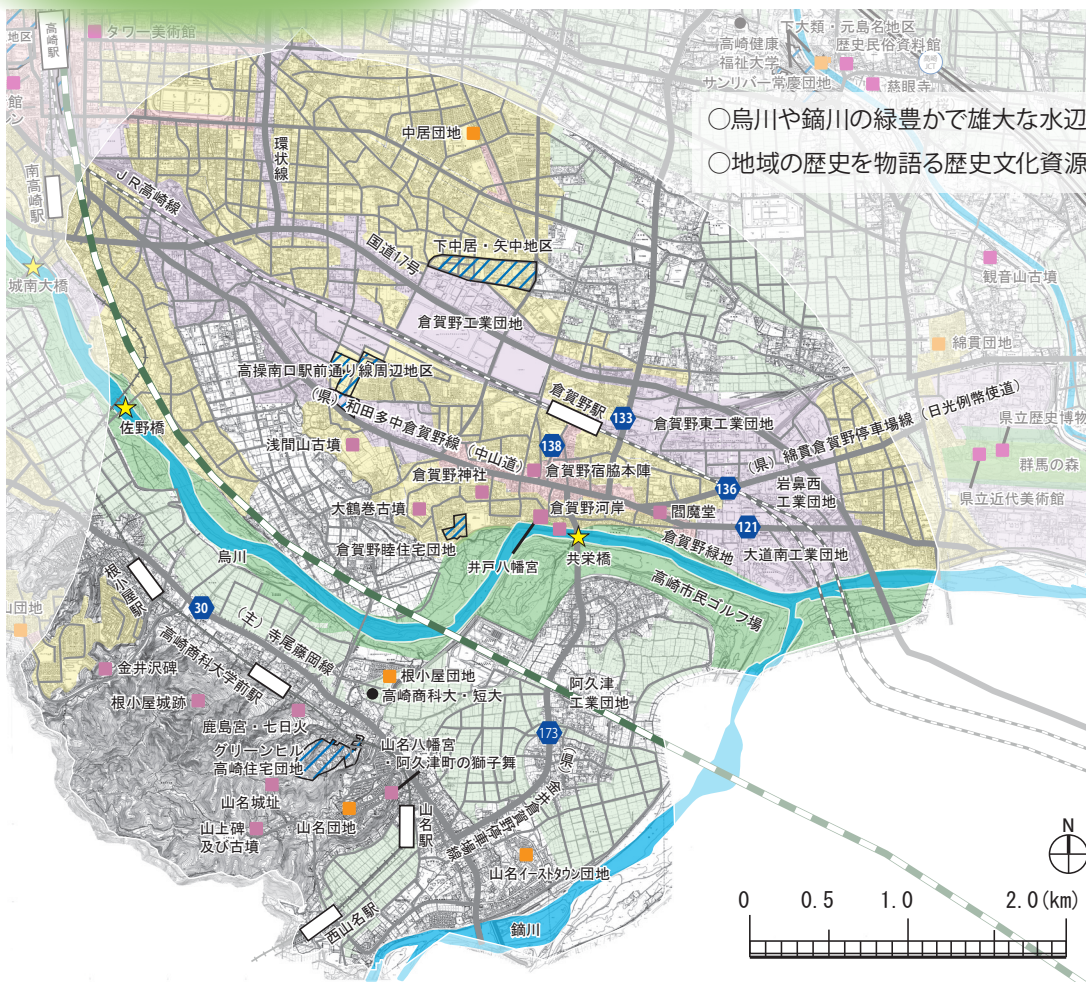


- 烏川や碓氷川の水と丘陵部の緑が一体となった水辺景観を守ります
- 地域で大切にされている歴史文化資源を保全活用し、景観の形成を図ります

- 緑豊かで落ち着いたある住宅地景観を形成します
- 周辺環境と調和した市街地景観を形成します
- 自然環境や住環境に配慮した工業地景観を形成し、緑化を推進します

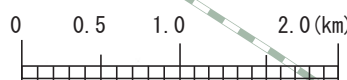


## 7 高崎・南部地域



- 烏川や鏡川の緑豊かで雄大な水辺景観を守ります
- 地域の歴史を物語る歴史文化資源を保全し、景観形成に活用します

- 周辺の山並みや烏川への眺望景観を守ります
- 倉賀野宿の名残を留める伝統的建造物を生かした景観形成を進めます
- 烏川周辺に広がる田園・集落景観を守ります
- 緑豊かで落ち着いたある住宅地景観を守ります
- 周辺環境に配慮した市街地景観を形成します
- 周辺環境と調和した緑豊かな工業地景観の形成を図ります



## 8 倉漕地域



- 人々の農の営みがつくり出した美しい農山村景観を守ります
- 山間部や烏川からの眺望や見晴らしを守ります
- 清流を支える山岳の自然豊かな景観を守ります
- 信州街道や宿場町の名残をとどめるまちなみや伝統的建造物などを守ります
- 地域で大切にされている歴史文化資源を守り、まちづくりに生かします
- 豊かな自然や農村風景を生かした観光地景観の形成を図ります

## 9 箕郷地域



- 城下町の名残をとどめる矢原宿や歴史文化資源を生かしたまちづくりを進め、地域の求心性を高めます
- 地域にゆかりのある歴史文化資源や周辺の景観を守り、後世へ伝えます
- 住宅地の緑化を推進し、宅地開発行為の際はオープンスペースなどを工夫したゆとりあるまちなみの形成を図ります
- 地域に残る伝統的な田園・集落景観を守ります
- 箕輪城跡や箕郷梅林、榛名南麓フルーツラインなどからの眺望や見晴らしを守ります
- 芝桜公園や鳴沢湖周辺における水と緑の豊かな景観を形成します
- 箕郷梅林や芝桜公園などの観光地に通じる道路沿道では、来訪者にわかりやすく魅力的な景観の形成を図ります

□高崎らしさの現れた景観	
■	景観資源 (古墳、史跡、寺社、歴史的まちなみランドマークとなる建造物・樹木、伝統芸能・民俗行事 など)
★	主な眺望点
□暮らしの基調となる日常的景観	
■	住宅地 (住居系用途地域)
■	主な住宅団地
■	商業地 (商業系用途地域)
■	工業地 (工業系用途地域)
■	田園 (農用地区域)
■	その他 (集落・樹林地 など)
□共通凡例	
▭	地区計画
■	主な河川・湖沼
■	大規模公園・緑地
●	公共施設
▲	国道
●	県道
—	主要幹線道路
—	その他の道路
—	高速道路
—	鉄道 (JR)
—	国道 (私鉄)
—	新幹線



## 10 群馬地域



○菅谷町・棟高町の幹線道路周辺は、本市の新しい拠点として、先導的な市街地景観の形成を図ります

○三国街道沿道では、地域の顔となる市街地景観の形成を図り、地域の求心性を高めます

○緑豊かで落ち着いた住宅地景観を形成します

○上毛野にはにわの里公園、三ツ寺公園や上野国分寺跡、高崎渋川線バイパスなどからの良好な山並みへの眺望を守ります

○古代東国の中心として栄えた古の風景を守り、まちづくりに生かします

○三国街道・伊香保道の名残をとどめる歴史文化資源を守ります

○地域の歴史を伝える養蚕農家住宅や屋敷林などを保存し、田園・集落景観を守ります



## 11 新町地域

○新町駅や駅前通り周辺では、親しみのある商店街景観を形成し、まちの求心性を高めます

○工業地では、敷地内緑化や沿道緑化を推進し、快適な周辺環境を創出します

○緑豊かな住宅地景観や生活道路景観の形成を図ります

○中山道新町宿の名残をとどめる歴史文化資源を生かした景観形成を進めます

○まちの発展を支えてきた産業遺産を保全し、まちづくりに生かします

○鳥川や温井川、神流川における上毛三山の眺望と、河川の恵みが調和した良好な景観を守ります

○公共施設では、地域の歴史や伝統を取り入れた風格のある景観の形成を図ります



## 12 榛名地域

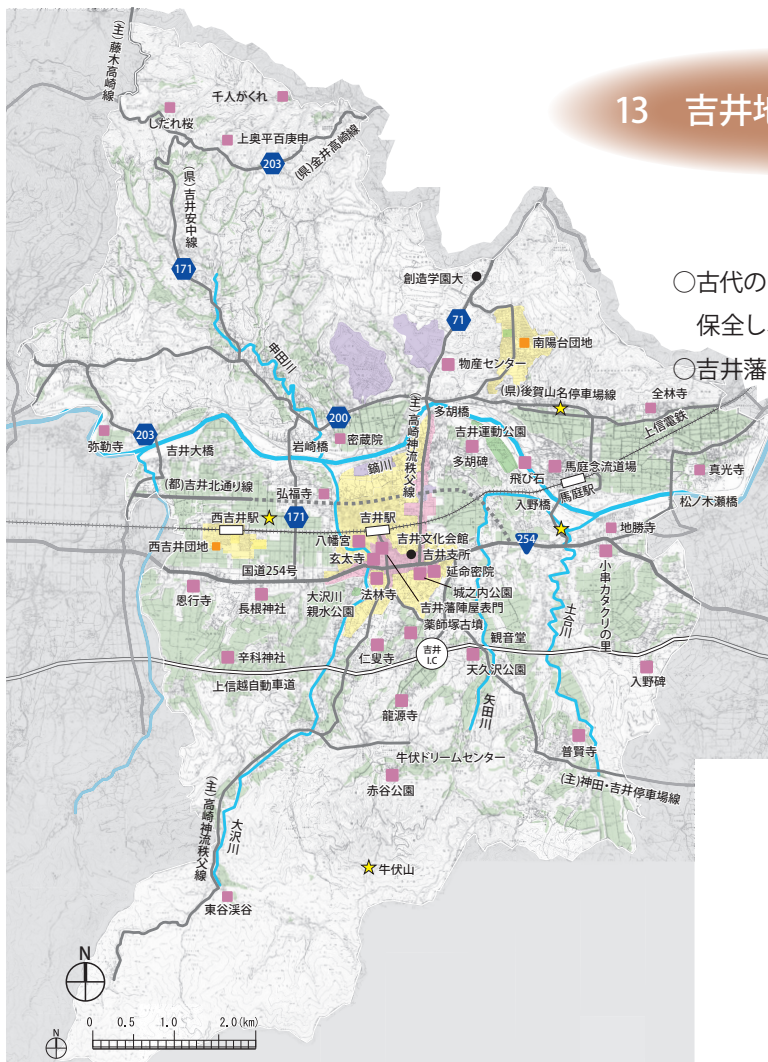


- 宮本町商店街ではふれあいのある商店街景観を形成し、まちの求心性を高めます
- 水と緑の豊かな榛名山一帯の自然景観を守ります

- 榛名神社と門前町である社家町（榛名山町）のまちなみを生かしたまちづくりを進めます
- 榛名山麓や里見丘陵への眺望や市街地への見晴らしを守ります
- 梅林や果樹園、樹林地と一体となった美しい農山村風景を守ります
- 信州街道周辺では、地域の特産物や伝統的建造物を生かした景観の形成を図ります
- 地域にうおいを与える烏川の水辺景観を守ります
- 住宅地では、周辺の自然や田園・集落景観に配慮したまちなみの形成を図ります

□高崎らしさの現れた景観	
	景観資源(古墳、史跡、寺社、歴史的まちなみランドマークとなる建造物・樹木、伝統芸能・民俗行事 など)
	主な眺望点
□暮らしの基調となる日常的景観	
	住宅地(住居系用途地域)
	主な住宅団地
	商業地(商業系用途地域)
	工業地(工業系用途地域)
	田園(農用地区域)
	その他(集落・樹林地 など)
□共通凡例	
	地区計画
	主要河川・湖沼
	大規模公園・緑地
	公共施設
	国道
	県道
	主要幹線道路
	その他の道路
	高速道路
	鉄道(JR)
	鉄道(私鉄)
	新幹線

## 13 吉井地域



- 古代のロマンを感じさせる多胡碑や地域の歴史を物語る歴史文化資源を保全し、景観形成に活用します

- 吉井藩の名残をとどめる姫街道沿いの歴史的な街並みの保全を図ります

- 鎭川とその周辺の、水と緑の豊かな田園景観を守ります
- 豊かな自然と調和した商業業務地景観の形成と住環境の保全を図ります
- 牛伏山、牛伏丘陵からの豊かな眺望を守ります
- 都市内の貴重な緑を保全するとともに豊かな公共空間を創出します



## 第4章 行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号）

景観法と高崎市景観条例に基づく届出制度と景観形成基準を定めています。

### 1 景観誘導の基本的考え方

#### 地域特性に配慮した景観形成

景観計画区域（高崎市全域）におけるすべての建築物などは、次の景観形成基準を遵守し、計画するものとします。

#### 用途地域別の景観形成基準

#### 第2章 景観形成の方向性

#### 第3章 地域別景観形成の方針

#### 景観重点地区

#### 届出制度の活用（法第16条第1項）

景観への影響が大きい一定規模以上の建築行為などを行う際は、景観法及び高崎市景観条例に基づいて市に届出を行います。

- ・届出における事前相談の活用
- ・景観アドバイザーの活用
- ・特定届出対象行為（※）に対する勧告・変更命令など（法第17条第1項）

#### 公共事業の景観形成

公共事業については、上記届出制度に準じ、事業の実施にあたっては本計画に適合するよう配慮するものとします。

- ・実施主体から市長への事業計画の通知（法第16条第5項）
- ・当該事業にあたっての景観計画適合措置要請及び協議（法第16条第6項）

### 2 届出対象行為

景観計画区域内において、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為を定めています。詳しくは、別途「高崎市景観届出制度と景観形成基準」のパンフレットをご覧ください。

### 3 景観形成基準

景観計画区域（市内全域）において、都市計画区域の区分や用途地域に基づいた4つの区分に応じた景観形成基準及び特別配慮事項を定めています。

詳しくは、別途「高崎市景観届出制度と景観形成基準」のパンフレットをご覧ください。



パンフレット

## 第5章 景観重点地区

地域での景観づくりの取り組みを支援するため、景観重点地区の制度を定めています。

### 1 景観重点地区の指定の考え方

《景観重点地区候補》= 特に良好な景観の形成を図る必要のある地区



#### 住民の合意形成

《景観重点地区》として指定

- ・地区独自の景観形成の方針や基準に基づく取り組み
- ・協議会の設置や景観アドバイザーの派遣などによる支援
- ・景観法に基づく「景観地区」への指定や地区計画などの諸制度の活用

### 2 景観重点地区の指定基準

緊急性 / 必要性 / 事業性 / 地元合意形成 / モデル地区 / 市の顔 地区の顔 / 生活拠点 / 交流拠点

## 第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号）

地域を代表する建造物や樹木の指定制度や活用の方針などを定めています。

- 1 景観重要建造物の指定の方針
- 2 景観重要樹木の指定の方針

《指定の基準》 地域の活性化に資するもの／歴史的価値があるもの／建築的価値があるもの／景観的価値があるもの  
「高崎らしさの現れた景観」の特徴を持つもの／公共の場所からよく見えるもの

これまで旧条例（高崎市都市景観条例）に基づき指定していた都市景観重要建築物等（6件）は、景観法に基づく景観重要建造物に改めて指定しました。

## 第7章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項 （法第8条第2項第5号イ）

屋外広告物の規制誘導に関する考え方や基準を定めています。

- 1 屋外広告物の規制誘導に関する基本的考え方
  - ・平成23年4月より「高崎市屋外広告物条例」に基づく規制誘導を行っていますが、同条例の中に屋外広告物の設置の際には、景観計画を遵守することを責務として定めています。
- 2 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項
  - ・全市共通事項として、高崎市屋外広告物条例における許可共通基準及び、高崎市景観計画における屋外広告物配慮事項を遵守するものとします。

## 第8章 景観重要公共施設の整備等に関する事項（法第8条第2項第5号ロ）

景観重要公共施設の指定の方針や整備に関する考え方などを定めています。

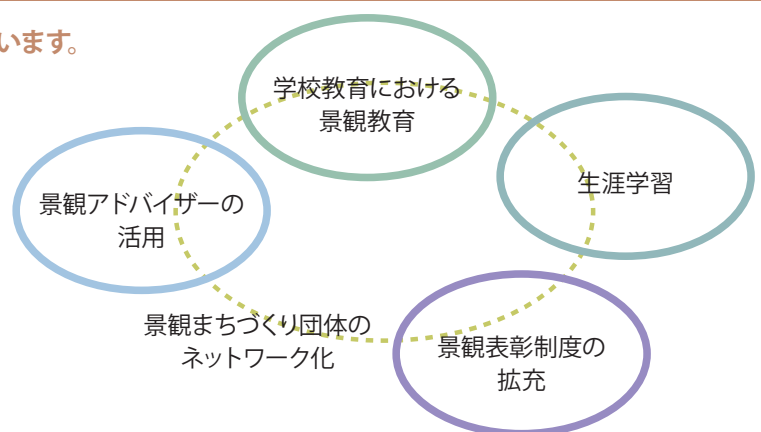
- 1 景観重要公共施設の指定の方針
- 2 景観重要公共施設の整備に関する基本的考え方
- 3 占用許可に関する基本的考え方

◇景観重要公共施設として景観計画に定めることのできる公共施設  
道路、河川、都市公園、海岸、漁港、自然公園法による公園事業に係る施設 など

## 第9章 景観形成の推進方策

高崎市の景観形成に関する総合的な推進方策を定めています。

- 1 景観まちづくり意識の醸成とパートナーシップの強化
- 2 景観審議会の効果的な運用
- 3 国・県など関係機関との連携
- 4 公共施設の先導的な景観形成
- 5 全庁的な推進体制



高崎市 都市整備部 都市計画課 景観室

〒370-8501 高崎市高松町35-1 TEL 027-321-1350